

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、アブタマー創薬事業による医薬品の開発を通じて社会に貢献する企業として、企業価値の最大化を目指し、社会的責任を果たしていくために、その基盤となるコーポレート・ガバナンスの充実を図ることが重要な課題と認識しております。

このため、当社はコーポレート・ガバナンスの強化・充実・実践を図り、適切な業務執行や法令遵守の徹底、適時適切な情報開示、ステークホルダーとの対話を通じて、社会から信頼される経営の健全性や透明性の高い企業になるよう努め、中長期的な企業価値の最大化を実現してまいります。

[コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由]

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
楽天証券株式会社	2,791,700	6.26
NOMURA INTERNATIONAL PLC A/C JAPAN FLOW	691,100	1.54
全薬工業株式会社	575,800	1.29
中村 義一	568,000	1.27
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT	512,700	1.14
湯浅 英之	500,000	1.12
松井証券株式会社	491,700	1.10
大和証券株式会社	399,800	0.89
株式会社SBI証券	365,140	0.81
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE	324,217	0.72

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 グロース

決算期	3月
業種	医薬品
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	7名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
西畑利明	他の会社の出身者											
松藤千弥	学者								○			
藤原俊伸	学者											

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h 上場会社の取引先（d、e及びiのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k その他

会社との関係(2)

更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
西畑利明	○	----	製薬企業の取締役としての実績から、医薬品業界における経営全般および臨床開発について豊富な経験と深い見識を有していることを考慮し、また、他の医薬品製造企業の経営陣として培われた視点を社外の立場から当社経営の監督に生かしていただくことを期待し、アプタマー医薬の実現に向けて開発全般に大きな寄与をいただけると判断し、引き続き社外取締役としております。同氏は、一般株主との間に利益相反が生じるおそれはなく独立役員として適格であると判断し指定しております。
松藤千弥	○	松藤千弥が学長を務める東京慈恵会医科大学の附属病院である東京慈恵会医科大学付属病院（学校法人 慈恵大学）と軟骨無形成症の治験に関する契約を締結し、2025年3月期において取引実績があります。また、松藤千弥が理事を務める学校法人 慈恵大学と光免疫療法に関する共同研究契約を締結し、2025年3月期において取引実績があります。もっとも、松藤千弥は、軟骨無形成症の治験には東京慈恵会医科大学の立場から関与しておらず、光免疫療法に関する共同研究には学校法人 慈恵大学の立場から関与しておりません。いずれにおいても、取引の規模・性質に照らして、社外取締役の独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。	会社経営に直接関与した経験はありませんが、当社の企業理念及び社会的使命に共感していただけるとともに、医師、大学教授・学長としての豊富な経験・治験等を有し、大学・病院等の組織マネジメント分野に携わってこられた経験をお持ちであることから、そのような専門的な知見に基づき、社外の立場から、当社グループの経営全般並びに医薬品開発について助言いただくとともに、経営を監督していただくことを期待し、引き続き社外取締役としております。同氏は、一般株主との間に利益相反が生じるおそれはなく独立役員として適格であると判断し指定しております。
藤原俊伸	○	----	会社経営に直接関与した経験はありませんが、RNA科学に深い見識を有すると共に、大学における専門領域の指導者として豊富な経験を有しております。このような専門的知見に基づき、社外の立場から、当社の創薬研究基盤と研究の充実について助言いただき、当社のアプタマー医薬の進展に寄与していただくとともに、経営を監督していただくことを期待し、引き続き社外取締役としております。同氏は、一般株主との間に利益相反が生じるおそれはなく独立役員として適格であると判断し指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

更新

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	4	0	1	3	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	4	0	1	3	0	0	社外取締役

当社は、経営の透明性・客観性を高める観点から、取締役会の任意の諮問機関として指名・報酬委員会を設けております。

2025年3月期における指名・報酬委員会は、社外取締役3名、及び社外監査役3名から構成され、社外取締役が委員長となっております。

なお、指名・報酬委員会は、本書提出日現在、社外取締役3名、代表取締役1名の構成に変更しております。これによって、社外取締役による透明性、公平性、客観性を担保しつつ、経営側の考え方を踏まえた審議が可能となり、実効性の向上が見込まれます。なお、社外取締役が委員長であることに変更はありません。

また、指名・報酬委員会は、取締役会の諮問に基づき、取締役、監査役、及び執行役員候補者の指名に関し取締役会に答申し、加えて、取締役、及び執行役員の個人別の報酬に関し取締役会に答申いたします。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、コーポレート・ガバナンスの強化のために、以下の方法により、監査役、内部監査人、会計監査人の三者が相互に連携しながら監査を行う三様監査を実施しております。

・監査役会は、会計監査人より品質管理体制、監査計画、職務執行状況及びその監査結果などについて適宜報告を受け、情報及び意見の交換を行っております。

・内部監査室は、内部監査の実施に当たり監査計画書を検討し、三様監査の効率的な運用に努めております。又、監査にあたっては監査役の立会を求める他、四半期毎に代表取締役社長並びに社外取締役及び監査役に監査報告書を提出しております。

・監査の有効性を高めるためには、監査人、内部監査人及び会計監査人が相互に連携しあうことが重要と認識し、監査役と内部監査室とは随時に打ち合わせを行い情報の共有化を図るとともに、会計監査人とも打ち合わせを行い、監査の質の向上に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
五十嵐章之	他の会社の出身者													
矢部豊	公認会計士													
藤井康弘	弁護士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
五十嵐章之	○	----	会社経営全般について豊富な知識と上場会社の監査役の経験を有しており、その知識と経験を生かして適切な指導及び監査をしていただいていることから、社外監査役に選任しております。同氏は、一般株主との間に利益相反が生じるおそれはなく独立役員として適格であると判断し指定しております。
矢部豊	○	----	社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、公認会計士および税理士の資格を有し、企業会計および税務に精通していることから、専門領域の視点を活かした監査を担っていただけるとともに、今まで当社監査役としてその役割を十分果たされていることから、社外監査役に選任しております。同氏は、一般株主との間に利益相反が生じるおそれはなく独立役員として適格であると判断し指定しております。
藤井康弘	○	----	社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、弁護士として豊富な経験と高い見識から、専門領域の視点を活かした監査を担っていただけるとともに、今まで当社監査役としてその役割を果たされていることから、社外監査役に選任しております。同氏は、一般株主との間に利益相反が生じるおそれはなく独立役員として適格であると判断し指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	6名
---------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

当社の取締役の個人別報酬については、事業規模、内容及び優秀な人材の確保の観点から、同業及び同規模他社等の水準を勘案したうえで、持続的な成長に向けた健全なインセンティブとなり、また株主と利害を共有するよう決定することとしております。また、取締役の個人別報酬は、新しく取締役に選任されたとき、及び再任されたときに、職責に基づく基本報酬を定め、必要に応じてインセンティブを付加できることとしております。なお、業務執行に従事しない取締役、独立社外取締役の報酬は基本報酬のみとすることとしております。

ストックオプションの付与対象者	更新
-----------------	----

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況

個別報酬の開示はしていない

有価証券報告書及び事業報告で取締役の報酬総額を開示しております。
2024年3月期における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬は以下のとおりであります。

取締役(社外取締役を除く)	79,000千円
監査役(社外監査役を除く)	－千円
社外役員	45,600千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

・取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項
当社は2021年2月16日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針、及び取締役に対し報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を、以下のとおり定めております。

当社の取締役の個人別報酬については、事業規模、内容、及び優秀な人勢の確保の観点から、同業及び同規模他社等の水準を勘案したうえで、持続的な成長に向けた健全なインセンティブとなり、また株主と利害を共有するよう決定する。また、取締役の個人別報酬は、新しく取締役に選任されたとき、及び再任されたときに、職責に基づく基本報酬を定め、必要に応じてインセンティブを付加できることとする。なお、業務執行に従事しない取締役、独立社外取締役の報酬は、基本報酬のみとする。

また、取締役に対する報酬は、在任期間中、月割りで支給する。

・取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項
株主総会決議による取締役の報酬限度額は年額150百万円以内(うち社外取締役40百万円)であります。(2024年6月25日定時株主総会決議)
当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名(うち、社外取締役は3名)です。また、取締役の報酬には使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まれていません。

株主総会決議による監査役の報酬限度額は年額30百万円以内であります。(2024年6月25日定時株主総会決議)
当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。

・取締役の個人別の報酬等の決定手続等
取締役の個人別の報酬額は、株主総会の決議による総額の限度内で、取締役会が取締役会の諮問機関である、独立社外取締役、及び独立社外監査役で構成される任意の指名・報酬委員会に諮問し、同委員会の答申に基づき、取締役会において最終的な支給額を決定するものとされております。

2025年3月期における指名・報酬委員会は、社外取締役3名、及び社外監査役3名から構成され、社外取締役が委員長となっております。

2025年3月期に係る取締役の個人別の報酬等は、当該手続を経て決定されていることから、取締役会としては、報酬等の内容が上記の決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、本書提出日現在、指名・報酬委員会は、社外取締役3名及び代表取締役社長1名の構成に変更しておりますが、社外取締役が委員長であることに変更はありません。

監査役の報酬については、会社法の規定に基づき、監査役の協議により決定することとしております。

2025年3月期に係る報酬額の決定過程における、指名・報酬委員会の活動状況
指名・報酬委員会は、2025年3月期の取締役、及び執行役員の選任及び報酬について、以下の通り、取締役会からの諮問に対し審議を行い答申をいたしました。

2024年 5月 取締役候補者決定及び個人報酬に係る諮問に対する答申
2024年 5月 執行役員選任に係る諮問に対する答申
2024年 6月 取締役の個人報酬に係る再諮問に対する答申
2024年 6月 指名・報酬委員会委員長の選任の諮問に対する答申
2024年 6月 指名・報酬委員会委員長代行の委員及び順位の選任の諮問に対する答申

[社外取締役(社外監査役)のサポート体制]

当社では、管理本部が社外取締役及び社外監査役のサポートを行っており、取締役会上程議案の事前説明を実施するなど、十分な情報提供を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

・経営・執行体制

「取締役会」

取締役会は、経営の意思決定を迅速かつ効率的に行うため、毎月1回の定例取締役会に加えて、必要に応じて臨時取締役会を随時開催いたします。取締役会では、監査役の出席のもと、各取締役の職務遂行状況を監督するとともに、取締役会規程や決裁権限規程に基づいて、経営方針、年度予算、中期事業予算その他の重要事項を検討するなど経営の方向性についての意思決定を行い、その執行状況についての確認を行っております。また、コーポレート・ガバナンスやサステナビリティに関する取組みについても適宜審議を行っております。

なお、その執行については決裁権限規程をはじめとした諸規程に基づいて、各業務執行者に権限を委譲し業務執行の迅速化を図っております。取締役会は、提出日現在、代表取締役社長（議長）、及び社外取締役3名を含む6名の取締役に構成されております。

また、2025年3月期は取締役会を13回開催しており、すべての取締役会に出席しております。なお、2024年6月25日開催の定時株主総会において選任された取締役については、就任後に開催された10回の取締役会すべてに参加しております。

「執行役員会」

執行役員会は、各執行役員の業務執行状況を確認するとともに、執行役員会規程や決裁権限規程に基づいて、研究開発の具体的な計画策定、人事考課や取締役会上程議案の決定等、業務執行に係る重要事項についての意思決定を必要に応じて行っております。

執行役員は、提出日現在、代表取締役社長を議長とし、取締役兼務者2名を含む5名により構成されております。

・監査体制

「監査役会」

監査役は、「監査役監査基準」に基づき、取締役の職務執行を監督しております。

監査役会は、毎月1回の定例監査役会に加えて、必要に応じて臨時監査役会を開催いたします。監査役会における具体的な検討内容は、監査の方針、監査計画の策定、監査業務の分担等の決定、監査報告書の作成、常勤監査役の選定及び解職、会計監査人の選解任又は不信任に関する事項や会計監査人の報酬に対する同意等であり、併せて個々の監査役の監査状況の確認等を行っております。

2025年3月期につきましては、監査役会におきまして、重点監査項目として、①2024年度中期事業計画（2024年度～2028年度）の推進状況確認、②2024年度予算達成のための諸施策遂行とその成果確認、③「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方」の実践状況確認、④「コンプライアンス」を基盤として、会社法及びその他関連諸法規、業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）に則った業務執行状況確認、⑤常設委員会の活動状況確認、⑥会計監査人の職務執行状況の把握と「KAM」に関する協議を定め、監査を実施いたしました。

また、監査役は取締役会に出席するほか、その他の重要な会議に出席し、代表取締役社長との定期的な意見交換を行うなどして、取締役の業務執行を監督するとともに、会計監査人や内部監査室と連携して情報共有を行い、業務監査及び会計監査の両面での有効性の向上を図っております。

監査役会は、本書提出日現在、社外監査役3名により構成されております。常勤監査役五十嵐章之氏は、会社経営全般についての豊富な知識と、監査役としての経験を有しており、監査役矢部豊氏は公認会計士及び税理士の資格を有し、会計及び財務に関する相当程度の知見を有する者であります。監査役藤井康弘氏は、弁護士として企業法務及びコーポレート・ガバナンスに関する相当程度の知見を有する者であります。監査役会の議長は、監査役会の決議によって監査役の中から定めております。

また、常勤監査役は、取締役会以外の重要な会議に出席し、各部門からの報告の聴取、重要な決裁資料等の閲覧、当社の業務及び財産の状況の調査、加えて、海外子会社の調査、海外子会社の情報収集を行い、以上の情報を監査役会で共有することとしております。

2025年3月期において監査役会は14回、取締役会は13回開催され、すべての監査役が、すべての監査役会及び取締役会に出席しております。

「内部監査室」

当社は、内部監査室長及び内部監査室員の2名からなる代表取締役社長直轄の内部監査室を設けております。内部監査室は年度の監査計画を立案し、その計画に基づいて社内の各部門の業務執行の状況を確認するとともに、それらの法令・定款や社内規程に対する適法性や妥当性について内部監査を行っております。

内部監査の結果につきましては、内部監査報告書を作成して代表取締役社長並びに社外取締役及び監査役に報告し、指摘事項があれば、改善指示書により対象部門に改善の指示を行い、業務の改善を図っております。なお、本書提出日現在、内部監査室長は人事総務部長を兼務しております。独立性の観点から、人事総務部への内部監査は代表取締役社長の承認により指名された、財務経理部長が実施し内部監査の独立性を確保しております。

「会計監査人」

会計監査人については、保森監査法人との間で監査契約を締結し、同監査法人の監査を受けております。

・指名・報酬決定体制

「指名・報酬委員会」

当社は、経営の透明性・客観性を高める観点から、取締役会の任意の諮問機関として、指名・報酬委員会を設けております。

2025年3月期における指名・報酬委員会は、社外取締役3名、及び社外監査役3名から構成され、社外取締役が委員長となっております。

なお、指名・報酬委員会は、本書提出日現在、社外取締役3名、及び代表取締役社長の計4名の構成に変更しております。これによって、社外取締役による透明性、公平性、客観性を担保しつつ、経営側の考えを踏まえた審議が可能となり、実効性の向上が見込まれます。なお、社外取締役が委員長であることに変更はありません。

また、指名・報酬委員会は、取締役会の諮問に基づき取締役、監査役、及び執行役員候補者の指名に関し取締役会に答申し、加えて、取締役、及び執行役員の個人別の報酬に関し取締役会に答申いたします。

なお、2025年3月期は指名・報酬委員会を5回開催し、すべての指名・報酬委員会に全委員が出席しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は会社法上の機関設計として、業務執行に対し、取締役会と監査役会による適法性の二重チェック機能を持つ監査役会設置会社を採用しております。当社は、監査役会設置会社の優れた点に、指名委員会等設置会社の目指す経営の監視・監督機能の強化や、監査等委員会設置会社の目指す業務執行の迅速化についてのそれぞれの優れた点も加えて、コーポレート・ガバナンスを実施してまいります。

なお、当社の取締役会は、当社の経営活動や当社の置かれた事業環境、並びにそれらに対応する経営組織体制の整備に精通した6名の取締役（うち社外取締役3名）により構成されており、活発な議論を通じた意思決定と、それに基づく業務執行の監督が行われております。

また、監査役会においても、それぞれの専門分野での豊富な知見を有する3名の監査役（うち社外監査役3名）による監査が機能していると認識しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2025年6月24日開催の第22回定時株主総会招集通知は、2025年6月3日に発送いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は決算集計時間、会計監査人及び監査役の監査に必要な時間を考慮した決算スケジュール、多数の株主のご来場に対応できる株主総会会場の確保を考慮して開催日を決定しております。 なお、当社は集中日を回避した株主総会の開催が実施できるよう、決算日程の検討及び株主総会会場の確保に努めてまいります。
電磁的方法による議決権の行使	電磁的方法（インターネット）による議決権行使を可能としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株主の利便性を考慮しながら、議決権電子行使プラットフォームへの参加を検討してまいります。
招集通知（要約）の英文での提供	外国人株主の当社株式保有状況に鑑みて、招集通知（要約）の英文での提供を検討してまいります。
その他	第22回定時株主総会招集通知を当社ホームページ上に2025年6月2日、東京証券取引所のウェブサイト上に2025年6月2日に掲載いたしました。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	「情報開示の基本姿勢」、「情報開示基準」、「情報開示方法」、「沈黙期間」、「将来の見通しについて」、「インサイダー取引の未然防止」、「情報開示体制」、及び「IR活動の充実化に向けた取り組み」からなるディスクロージャーポリシーを制定し、当社ウェブサイトにて公表しております。 https://www.ribomic.com/ir/disclosure.php	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	2025年3月期は、第2四半期決算説明会及び通期決算説明会を開催いたしました。 今後も、第2四半期の決算、通期決算に合わせ、年2回の開催を予定しております。 また、上記に加えて機関投資家・アナリストとの個別ミーティングを適時実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書及び会社説明会資料等の掲載ならびに動画配信等を行っております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	管理本部に担当者を設置しております。	
その他	定時株主総会開催時に、株主向けに経営計画を含めて説明しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、企業倫理規程において「会社は、取引先、株主、投資家等のステークホルダーに対し、適時適切に企業情報を提供する」旨を定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	<サステナビリティ方針> 当社は「Unmet Medical Needs (未だに満足すべき治療法のない疾患領域の医療ニーズ) に応える」という企業理念のもと、Unmet Medical Needsに有効な新薬を「アブタマー創薬」により開発し、他の製薬会社とのコラボレーションを通じて早期の市販化を実現し、人々の健康の増進に貢献します。 この企業理念を実現させるために、①人の生命、健康に関連する医薬品の研究開発に関わる企業として、高い倫理性を持ち、最新の科学・技術に基づく研究開発を推進し、②企業価値の最大化を図り、業務執行の適法性や妥当性の維持に努め、③上場会社として、証券取引所が定める「企業行動規範」を遵守し、会社経営の透明性を確保するために、会社情報の開示を一層充実する。また、説明責任を果たし、株主、取引先、地位社会等のステークホルダーとの良好な関係の維持、発展に努めることを通じて、持続可能な社会の実現に挑戦し続けます。 サステナビリティ方針の下、当社は、社会的要請や医薬品開発事業における重要テーマを踏まえ、ステークホルダーの皆様にとっての重要度と、当社事業の持続的成長にとっての重要度から以下のマテリアリティ(重要課題)を特定し、特定したマテリアリティに対する取組みを進めてまいります。 <マテリアリティ> 事業開発活動に関する重点領域: Unmet Medical Needsの新薬を患者さんに届ける 経営基盤に関する重点領域: 環境への取り組み、社会貢献、ガバナンス強化・充実、働きがいのある職場づくり 当社のサステナビリティに関する具体的な取り組み内容については2025年3月期に関わる有価証券報告書をご参照ください。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	株主、投資家をはじめとしたステークホルダーの皆さまに対し、当社の経営方針や事業戦略、業績・財務に関わる情報に関し、適時性、透明性、公平性、継続性を基本として情報開示を行うことといたしております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、経営の健全性や透明性を高めるために、有効かつ適切な内部統制システムを構築することが重要であると考えており、その基盤として取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものの整備について、下記の通り取締役会において決議しております。

- 1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - 1 企業倫理規程をはじめとするコンプライアンス体制にかかる規程を制定し、取締役及び執行役員はそれを率先垂範するとともに、その遵守の重要性につき教育等を行うことにより、周知徹底を図る。
 - 2 法令、定款等に違反する行為を早期に発見、是正するため、これらの行為を発見した場合に会社へ情報提供することを社内規程により定める。また、会社へ直接情報提供を行う手段として、公益通報者保護規程に基づく内部通報制度「ホットライン」を設置、運用する。
 - 3 社会の一員として市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係を遮断する。
 - 4 法務関連事項を所管する部署は、法令、定款等に違反する行為を未然に防止するため、経営上の重要な事項について事前に検証を行う。
- 2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 取締役及び使用人は、職務の遂行に係る各種文書等の作成、保存及び管理については、法令及び文書管理規程等の社内規程に従い、適切に行う。
- 3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - 1 損失の危険(以下「リスク」という。)の管理については、各部署で規則を策定の上、講習会などを通じて周知徹底を図るとともに、内容に応じて弁護士、公認会計士等の外部の専門家の助言を受け、適切に管理する。
 - 2 経営上の重大なリスクへの対応方針その他リスク管理の観点から特に重要なものについては取締役会において付議する。
- 4) 取締役の職務執行の効率性の確保に関する体制
 - 1 取締役会は、月に1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行う。
 - 2 取締役および執行役員の職務執行状況については、適宜、取締役会に対して報告を行う。
 - 3 取締役会は、決裁権限規程に基づき執行役員に一部権限委譲を行うことにより、事業運営に関する迅速な意思決定を行う。
- 5) 当社並びにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 1 子会社の事業面における管理は研究開発本部が、管理面における管理は管理本部が統括管理を行う。
 - 2 子会社に対し定期的に重要事項の報告を求め、報告事項のうち重要性の高いものについては当社取締役会において報告を行う。
 - 3 子会社に対する監査は当社の内部監査室が行い、当社の内部監査計画に基づき定期的に内部監査を実施する。
 - 4 子会社を含めた当社グループのリスク管理体制を構築するため、リスク管理に関する規則を定め、当社において包括的に管理を行う。
- 6) 監査役の職務を補助すべき使用人及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を指名することができる。監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令を受けないものとする。
- 7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制並びに報告した者が当該報告したことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
1 取締役、執行役員及びその他使用人は、以下の事項について速やかに監査役に報告を行う。
・法令及び定款に違反する事項
・内部通報制度による通報状況
・会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
2 監査役へ報告を行った取締役、執行役員及びその他の使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いをすることを禁止する。
3 監査役は、取締役会、執行役員会等の経営上重要な会議に出席し、法定事項及び全社的に重大な影響を及ぼす事項について報告を受ける。
4 重要な決裁書類は、監査役の閲覧に供する。
- 8) 監査役の職務について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- 9) 監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制
監査役は、代表取締役社長並びに会計監査人と定期的に意見交換を実施する。
- 10) 財務報告の信頼性を確保するための体制
金融商品取引法及び関連諸法令に従い、財務報告に係る内部統制を整備し、適切な運用に努めることにより、財務報告の信頼性を確保する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社では企業倫理規程において、反社会的勢力排除の方針・基準を定め、反社会的勢力の排除に取り組んでおります。
具体的な施策として、反社会的勢力対応マニュアルに基づき、事前審査の実施、警察等関連機関との連携、反社会的勢力に係る情報の収集等を行っております。

V その他

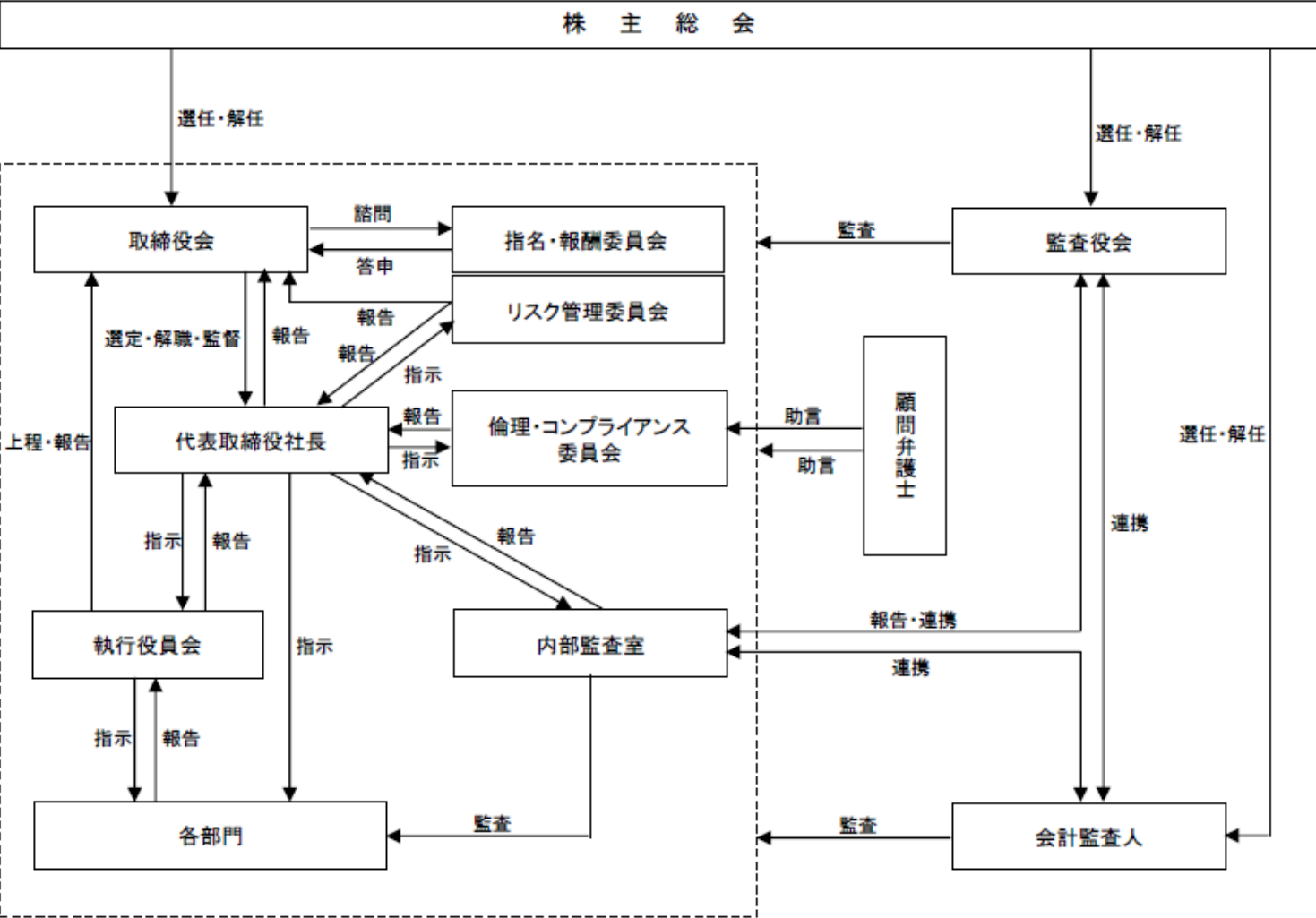
1. 買収への対応方針の導入の有無

買収への対応方針の導入の有無	なし
----------------	----

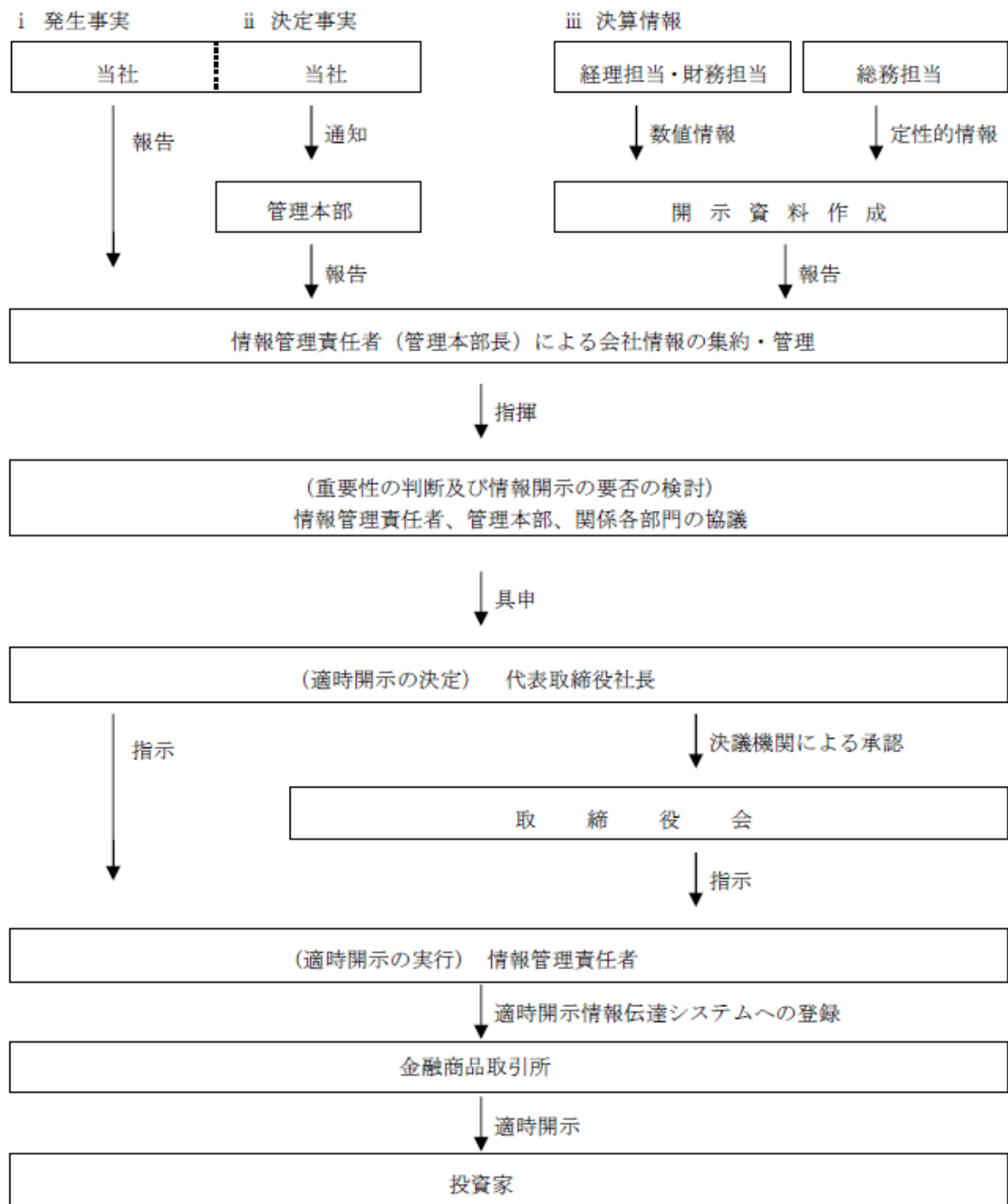
該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【コーポレート・ガバナンス体制】



【適時開示体制の概要（模式図）】



以上